

宮城からの報告

—防災・減災の課題

池川尚美

宮城県学童保育緊急支援プロジェクト

二〇一六年一〇月に愛知県で開催された第五回全国学童保育研究集会（以下全国研）では、特設分科会「災害と学童保育」A・Bが設けられ、そのなかで宮城の現状を報告しました。

私が参加した分科会Bでは、「平成二八年熊本地震」「東日本大震災」の被災地の報告をもとに、植木信一先生（新潟県立大学）の助言を得ながら「災害時の学童保育の課題」と「今後の防災・減災の在り方」を探りました（分科会Aの模様は二〇一七年一月号参照）。以下、このテーマについて、全国研当日の宮城の報告の内容にあらわがる記します。

被災地の報告をもとに、植木信一先生（新潟県立大学）の助言を得ながら「災害時の学童保育の課題」と「今後の防災・減災の在り方」を探りました（分科会Aの模様は二〇一七年一月号参照）。以下、このテーマについて、全国研当日の宮城の報告の内容にあらわがる記します。

*

政府の地震調査研究推進本部の調査によるところ、宮城県沖地震の発生周期は平均三七年、三〇年以内の発生確率は九九%とのこと。県民の防災意識は高く、建物の耐震化や家具の転倒防止策も広まっています。また、一九七八年

で一週間以上かかった方もいました。昨今の「帰宅困難となった方々への対応策」は、働く保護者を持つ子どもの存在が忘れられているように感じます。「子どもは学童保育にいるから大丈夫」と思えるような対策を、あわせて準備すべきと考えます。

◆学童保育再開後の食の補給と仮設トイレの確保

「食」と「排泄」は生存するための基本となるものです。これらが学童保育現場で公的に保障されるためにも、市町村の防災計画に学童保育を位置づけることが大切です。

東日本大震災の折には、お弁当が確保できずに学童保育に通えない子、学童保育施設のトイレが使えず、他施設に借りに行かざるを得ない状況もあって問題になりました。

◆小学校の臨時休校との調整・連絡 災害時など学校が臨時休校になつたときに学童保育が必要とする子ども

たちがいます。これにどう対応するかは、指導員が被災している場合や安全確保の課題もあり、簡単に答へは出せないことだと思います。

ちなみに、二〇一六年一月二二日の早朝に起きた福島県沖地震の際にも、宮城県内でも津波注意報・警報発令が出され、沿岸部の学校は臨時休校となりました。学童保育については閉所・朝から開所と、自治体によって対応は分かれましたが、事前に保護者へ対応を周知徹底したことが、混乱の回避につながりました。

◆防災計画・マニュアルの策定

国の「放課後児童クラブ運営指針」

は、学童保育の運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画およびマニュアルを作成すること、必要な施設設備を設けること、定期的に訓練を行なうことで迅速に対応できるようにしておくことを求めています。

この宮城県沖地震のときに復旧を担った方が東日本大震災の折に現職でいたことは、震災後の復旧活動に大きな影響を与えたと思います。それでも、県内の震災犠牲者は一人万人をはるかに超えました。

◆帰宅困難者への対応

東日本大震災の発災は、子どもたちが学校管理下と管理下外に分散する時間帯のことでした。沿岸部の地域では、指導員が子どもたちをつれて避難所に避難しました。学童保育が生活の視点を持つて学校や地域と連携することで多くの子どもの「心」が守られました（一方、学童保育施設が避難所に転用された地域もあり、大きな課題となりました）。

保護者のなかには、災害対応の仕事を担つていて、子どもを迎えてくるま

たちがいます。これにどう対応するかについては運営主体のみならず、現場の状況を知る指導員が参画することが、緊急時の的確な判断につながるよう思います。

また、事業主体である市町村が防災計画などのように関わるのかも、大きな課題です。宮城県内では、前述の二〇一六年一月二二日の津波への対応後、緊急時の保護者への連絡方法を再検討したり、これまで「朝から全クラブ開所」だったところを「登所経路も含め最も安全な施設で朝から合同保育」に変更した自治体もあります。

*

*

*

災害時にも、学童保育が果たす役割は大きなものです。被災地の学童保育が担う役割と、日々の「生活づくり」がケアにどうつながるのかを明確にし、全国各地の運動に活かされることを願つてやみません。